

貸金業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表（案）

改正案	現行
Ⅱ－２－２ 顧客等に関する情報管理態勢 資金需要者等に関する情報については、当該情報が漏えいした場合に、それを無登録貸金業者が悪用するなど資金需要者等への影響が懸念されるため、その適切な取扱いについては、貸金業法施行規則（昭和 58 年大蔵省令第 40 号。以下「施行規則」という。）第 10 条の 2、第 10 条の 3 及び第 10 条の 4 の規定に加え、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）、同ガイドライン（外国にある第三者への提供編）、同ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）及び同ガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）（以下、合わせて「保護法ガイドライン」という。）、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（以下「金融分野ガイドライン」という。）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（以下「実務指針」という。）の規定に基づく措置が確保される必要がある。 また、クレジットカード情報（カード番号、有効期限等）を含む個人情報（以下「クレジットカード情報等」という。）は、情報が漏えいした場合、不正使用によるなりすまし購入など二次被害が発生する可能性が高いことから、厳格な管理が求められる。 さらに、貸金業者は、法人関係情報（金融商品取引業等に関する内閣府令第 1 条第 4 項第 14 号）を入手し得る立場であること	Ⅱ－２－２ 顧客等に関する情報管理態勢 資金需要者等に関する情報については、当該情報が漏えいした場合に、それを無登録貸金業者が悪用するなど資金需要者等への影響が懸念されるため、その適切な取扱いについては、貸金業法施行規則（昭和 58 年大蔵省令第 40 号。以下「施行規則」という。）第 10 条の 2、第 10 条の 3 及び第 10 条の 4 の規定に加え、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）、同ガイドライン（外国にある第三者への提供編）、同ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）及び同ガイドライン（匿名加工情報編）（以下、合わせて「保護法ガイドライン」という。）、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（以下「金融分野ガイドライン」という。）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（以下「実務指針」という。）の規定に基づく措置が確保される必要がある。 また、クレジットカード情報（カード番号、有効期限等）を含む個人情報（以下「クレジットカード情報等」という。）は、情報が漏えいした場合、不正使用によるなりすまし購入など二次被害が発生する可能性が高いことから、厳格な管理が求められる。 さらに、貸金業者は、法人関係情報（金融商品取引業等に関する内閣府令第 1 条第 4 項第 14 号）を入手し得る立場であること

改正案	現行
から、その厳格な管理と、インサイダー取引等の不公正な取引の防止が求められる。 以上を踏まえ、貸金業者は、資金需要者等に関する情報及び法人関係情報（以下「顧客等に関する情報」という。）を適切に管理し得る態勢を確立することが重要である。貸金業者の監督に当たっては、例えば、以下の点に留意するものとする。 （１）主な着眼点 ①～③ （略） ④ 個人データの第三者提供に関して、<u>金融分野ガイドライン第 12 条</u>等を遵守するための措置が講じられているか。特に、その業務の性質や方法に応じて、以下の点にも留意しつつ、個人である資金需要者等から適切な同意の取得が図られているか。 （別紙 1） 立入検査の基本的手続 本基本手続は、モニタリングの過程において、金融庁及び金融庁長官から委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）が実施する法令に基づく立入検査（以下、「立入検査」という。）に係る基本的な手続を示したものである。 立入検査は、モニタリングを実施する上での一手段である。他方	から、その厳格な管理と、インサイダー取引等の不公正な取引の防止が求められる。 以上を踏まえ、貸金業者は、資金需要者等に関する情報及び法人関係情報（以下「顧客等に関する情報」という。）を適切に管理し得る態勢を確立することが重要である。貸金業者の監督に当たっては、例えば、以下の点に留意するものとする。 （１）主な着眼点 ①～③ （略） ④ 個人データの第三者提供に関して、<u>金融分野ガイドライン第 11 条</u>等を遵守するための措置が講じられているか。特に、その業務の性質や方法に応じて、以下の点にも留意しつつ、個人である資金需要者等から適切な同意の取得が図られているか。 （別紙 1） 立入検査の基本的手続 （同左）

改正案	現行
で、立入検査は被検査金融機関（立入検査を受検する預金取扱等金融機関、保険会社等の金融機関をいう。以下同じ。）に大きな負担等をもたらすおそれがあり、被検査金融機関の理解と協力があって実施できるものである。 そのため、検査官及び被検査金融機関双方が、立入検査の実施手続を理解し、適正なプロセスに則って、円滑かつ効果的な立入検査を実施することが重要である。したがって、本基本手続について被検査金融機関に説明するとともに、規定外の取扱いを行う際には、随時、被検査金融機関へ説明する等の配慮が必要である。 上記を踏まえ、立入検査は、原則として、以下の手続に基づき実施する。 なお、本基本手続の書面・対面に係る記載については、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるものとする。 1. ～ 3. （略） 4. 情報管理 （1） （略） （2）立入検査等情報管理上の留意点 検査官等職員は、立入検査等に関する情報を、<u>個人情報の保護に関する法律等の法令、一般的な行政文書の管理に関する規定等に即して、適切に管理する。その際、特に、以下の点に配慮する。</u> ①～③ （略）	1. ～ 3. （同左） 4. 情報管理 （1） （同左） （2）立入検査等情報管理上の留意点 検査官等職員は、立入検査等に関する情報を、<u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の法令、一般的な行政文書の管理に関する規定等に即して、適切に管理する。その際、特に、以下の点に配慮する。</u> ①～③ （同左）

改正案	現行
(3) ・ (4) (略)	(3) ・ (4) (同左)